

令和 6 年木曽広域連合議会第 2 回定例会議事日程【第 1 号の追加 2】

令和 6 年 5 月 28 日（火）午後 2 時 00 分 開議

- 日程第 23 閉会中の議会運営委員会継続調査申出書について
- 日程第 24 閉会中の総務常任委員会継続調査申出書について
- 日程第 25 閉会中の福祉環境常任委員会継続調査申出書について
- 日程第 26 閉会中の経済観光常任委員会継続調査申出書について

令和 6 年 5 月 28 日

木曽広域連合議会議長 様

議会運営委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出ます。

記

1 事件

- (1) 会期及び会期日程について
- (2) 議事日程の取扱いについて
- (3) 議案の取扱いについて
- (4) 請願・陳情の取扱いについて
- (5) 常任委員会の所管事務調査の取扱いについて
- (6) その他議長が必要と認める事項について

2 理由

議会の円滑で効率的な運営のため。

令和 6 年 5 月 28 日

木曽広域連合議会議長 様

総務常任委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出ます。

記

1 事件

- (1) 総務課の所管に属する事項の調査について
- (2) 会計室の所管に属する事項の調査について
- (3) 広域消防本部の所管に属する事項の調査について
- (4) 情報センターの所管に属する事項の調査について
- (5) 他の常任委員会の所管に属さない事項の調査について

2 理由

当面する課題の調査により、今後の委員会及び議会活動に資するため。

令和 6 年 5 月 28 日

木曽広域連合議会議長 様

福祉環境常任委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出ます。

記

1 事件

- (1) 健康福祉課の所管に属する事項の調査について
- (2) 環境課の所管に属する事項の調査について
- (3) 木曽クリーンセンターの所管に属する調査について
- (4) 環境センターの所管に属する調査について

2 理由

当面する課題の調査により、今後の委員会及び議会活動に資するため。

令和 6 年 5 月 28 日

木曽広域連合議会議長 様

経済観光常任委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出ます。

記

1 事件

- (1) 地域振興課の所管に属する事項の調査について
- (2) 森林整備推進室の所管に属する事項の調査について
- (3) 建設課の所管に属する事項の調査について
- (4) 木曽文化公園の所管に属する事項の調査について

2 理由

当面する課題の調査により、今後の委員会及び議会活動に資するため。